

第 5 章

新市建設の基本方針

第5章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

(1) 基本理念

- 1 環境と共生するまちづくり（うるおい・安全）
- 2 すこやかに暮らせるまちづくり（やすらぎ・ふれあい）
- 3 地域の特色を生かしたまちづくり（活力・創造・文化）

(2) 将来都市像

健やかに ひとを育み
みどり豊かな まちづくり じょうそう
～地域協働によりまちづくり推進力を強めます～

常総市が直面している様々な地域課題の着実な解消を市民とともに図りながら、将来に向けた新しいまちづくりをめざすため、水とみどりの豊かな環境を生かし、常総市を担う子どもたちを育み、健やかに暮らせるまちづくりを進めていきます。

2 新市建設の基本方針

(1) 都市基盤の整備（潤いのある快適なまちづくり）

首都圏中央連絡自動車道や広域幹線道路の整備が進められているなか、常総市は、つくば市など近隣市町村と連絡する主要地方道や新市としての一体性を図るための道路整備を進めます。なお、つくば下総広域農道については平成24年度に開通しました。

公共交通については、関東鉄道常総線の近代化の促進と、住民交流を図るための総合的な交通体系の構築を進めます。

(2) 生活環境の整備（安全で安らぎのあるまちづくり）

防災・防犯・交通安全などの対策や、公共下水道、ごみ処理などの生活環境対策を進めます。

菅生沼や鬼怒川・小貝川などの水と緑の環境をいかした、公園・緑地の整備、水と緑豊かで潤いのある環境の保全・創造を進めます。

(3) 保健・医療・福祉の充実（健やかで幸福を分かち合うまちづくり）

すべての住民が安心してすこやかに生活できることをまちづくりの基本として高齢者福祉や障がい者福祉の充実、健康づくりや保健・医療対策の推進、子育て支援などの少子化対策の推進を図ります。

(4) 教育・文化・スポーツの振興（豊かな人間性を育むまちづくり）

学校施設については、耐震性を高めるとともに老朽化対策など教育環境の整備を進めます。また、通学区域については、通学距離や地域性に配慮した検討を進めます。

文化・スポーツ・レクリエーション拠点施設については、現有施設の有効利用や役割分担を含め、そのあり方を検討します。さらに、文化活動の交流を進め、互いの歴史や文化を学び合うまちづくりを進めます。

(5) 産業の振興・経済の発展（豊かにのびるまちづくり）

農業については、大消費地に近いという利便性をいかせるよう、ブランド化や直販体制の強化などを支援します。

商業については、既存商店街の活性化を支援するとともに、幹線道路沿線での商業施設の立地誘導を促進します。

工業の振興では、広域道路網整備やつくばエクスプレス、研究開発機能に近い都市イメージをいかした企業誘致を進めます。

観光では、歴史・文化資源を有効に活用しながら、観光スポットとしてのネットワーク化を図ります。

観光PR手段として、フィルムコミッション(F C)の活動を有効に活用します。

(6) コミュニティ・住民自治（市民と歩むまちづくり）

男女共同参画の推進や、自治会やボランティア団体等が行う自主活動の支援により住民が主役のまちづくりを進めます。

(7) 行財政運営（市民と歩むまちづくり）

行政評価制度¹の確立により成果重視の行財政運営の定着化を図ります。また、厳しい財政状況の中で、職員の適正配置，職員給与の適正化及び行政組織の再編強化を図るとともに，専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成，電子自治体の構築などを通して，効率的行財政運営を図り，住民サービスの向上に努めます。

¹行政評価制度：行政が市民に提供している様々なサービスについて，具体的な数値目標をたてて取り組み，成果を客観的に評価して，その結果を次の計画や事業の選択，サービスの改善などに反映させることで，行政サービスの継続的な向上を図るという仕組み。

3 地域別整備方針（土地利用構想）

（1）都市核ゾーンの整備

常総市の中核拠点を担う都市核ゾーンとして、水海道駅を中心に形成される市街地とその周辺を想定し、商業・業務・居住の拠点として、街なか居住の促進対策、商店街の活性化や企業・商業立地を促進します。

都市核を補完する副次的な都市核ゾーンとして、石下駅、石下庁舎や総合福祉センター周辺の市街地を想定し、支所機能の整備など都市核との機能分担を基本に、商業・業務・居住の拠点機能を整備します。

また、地域拠点との機能分担によるネットワークを形成する道路網をはじめとした都市基盤の整備や、生活環境の充実を図ります。

（2）地域拠点ゾーンの整備

水海道地域拠点ゾーンについては、市街化区域及びその周辺と国道 354 号沿線を、石下地域拠点ゾーンについては、篠山及び総合運動公園周辺を想定し、地域交流拠点としての機能向上に努めます。

（3）産業ゾーンの形成

産業ゾーンについては、西部地域産業ゾーンとして、鬼怒川ふれあい道路沿線の大生郷、坂手、内守谷工業団地及び北部、中部、南部工業地区を想定します。

東部産業ゾーンとしては、首都圏中央連絡自動車道及び国道 294 号沿線に広域的な複合型物流拠点などの整備を見込みます。

（4）大規模土地利用型農業ゾーン

市全域に広がる水田地帯については、優良農地として生産性の向上を図りながら、土地利用型農業ゾーンとしての保全活用に努めます。

（5）集落・緑地環境ゾーン

平地林や畑地、集落などがある丘陵地については、豊かで自然をいかした集落環境の整備に努めるとともに、うるおいある環境を保全・活用します。

（6）環境保全ゾーン

首都圏近郊緑地保全区域である菅生沼周辺や十一面山周辺などについては、住民の憩いの場として潤いある水辺環境の保全・活用に努めます。

（7）スポーツ・レクリエーションゾーン

水辺空間や緑地空間をいかした公園、スポーツ関連施設や丘陵地のゴルフ場などを想定します。

（8）幹線道路の整備

幹線道路としては、広域幹線道路や地域幹線道路を位置づけます。

広域幹線道路は常総市と他の地域を結び、常総市の産業活動や住民生活の利便性向上に期待できる道路を想定し、整備促進を要請します。

地域幹線道路については、市内での住民の速やかな移動を促進し、公共的施設等の有効活用が図れるなど、新市の一体性を高めるための道路を想定します。

(9) 公共交通の整備

公共交通網の整備では、新市の連携を高めるための交通手段の充実を図ります。また、つくばエクスプレスを活かした首都圏へのアクセス性が向上するよう、関東鉄道常総線の近代化事業を推進します。

新市土地利用構想図

